

令和6年御殿場市議会  
6月定例会議案資料

| 件名              | 頁 |
|-----------------|---|
| 承認第4号・第5号関係共通資料 | 1 |
| 承認第6号関係資料       | 3 |
| 議案第33号関係資料      | 5 |
| 議案第34号関係資料      | 6 |
| 同意第5号関係資料       | 7 |
| 諮問第1号関係資料       | 8 |

## 承認第4号・第5号関係共通資料

### 御殿場市税賦課徴収条例 御殿場市都市計画税条例 } の改正概要

#### 1 背景

本件は、令和6年度地方税法等の改正に伴い、市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に関し、専決処分により御殿場市税賦課徴収条例及び御殿場市都市計画税条例についてそれぞれ所要の改正を行ったものです。

#### 2 改正条例

- (1) 御殿場市税賦課徴収条例
- (2) 御殿場市都市計画税条例

#### 3 主な改正内容

- (1) 市民税関係
  - ア 個人市民税の定額減税措置に係る規定の新設
  - イ 公益信託の見直しに伴う寄附金税額控除の規定の整備
  - ウ 公益法人等に係る課税特例の削除
  - エ 職権による減免を可能とする規定の追加
  - オ 法律等の改正による参照条項のずれの改正
- (2) 固定資産税及び都市計画税関係
  - ア 評価替えに伴う土地の固定資産税及び都市計画税の特例の延長
  - イ 職権による減免を可能とする規定の追加
  - ウ 新築の長期優良住宅等に対する減額規定の整備
  - エ 地域決定型地方税制特例措置（いわゆる「わがまち特例」）に係る規定の追加
  - オ 法律等の改正による参照条項のずれの改正
- (3) 軽自動車税関係
  - アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する軽自動車に係る軽自動車税の種別割の徴収方法の拡充について規定

#### 4 施行日（御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例等関係）

- (1) 原則 令和6年4月1日（次に掲げるものを除く。）
- (2) 個人市民税（公益信託の見直しに伴う寄附金税額控除の規定の整備及び公益法人等に

係る課税特例の削除に係る改正) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の  
1月1日

(3) 固定資産税 (私立学校法の一部を改正する法律の改正に伴う改正) 令和7年4月1日

## 御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

## 1 背景

低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、地方税法施行令で定める基準に従い、条例で定める額を軽減した後に賦課しています。今回、令和6年3月30日に公布された地方税法施行令の一部改正により、軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯の拡大が図られました。

これらに伴い、関連する御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

## 2 具体的な改正内容

## (1) 5割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額  $43\text{万円} + \text{給与所得者等の数}(\times 1) - 1 \times 10\text{万円}$   
 $+ \underline{29\text{万円}} \times \text{被保険者数}(\times 2)$

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約197万円（未満））

【改正後】 基準額  $43\text{万円} + \text{給与所得者等の数}(\times 1) - 1 \times 10\text{万円}$   
 $+ \underline{29.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}(\times 2)$

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約199万円（未満））

## (2) 2割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）

【従前】 基準額  $43\text{万円} + \text{給与所得者等の数}(\times 1) - 1 \times 10\text{万円}$   
 $+ \underline{53.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}(\times 2)$

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約302万円（未満））

【改正後】 基準額  $43\text{万円} + \text{給与所得者等の数}(\times 1) - 1 \times 10\text{万円}$   
 $+ \underline{54.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}(\times 2)$

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約306万円（未満））

（※7割軽減は従前のとおり 基準額 43万円以下）

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）及び公的年金等に係る所得を有する者  
 （公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者を含む。

(参考) 令和6年度国保税率・税額(均等割額2分の1軽減適用)

| 区分<br>内容                   | 医療保険分    | 後期高齢者<br>支援金分 | 介護納付金分<br>※40歳以上65歳未満 | 計<br>(介護納付金分含む) |
|----------------------------|----------|---------------|-----------------------|-----------------|
| ◆所得割額                      | 6.0%     | 2.3%          | 2.0%                  | 10.3%           |
| ◆被保険者均等割額                  | 12,000 円 | 4,800 円       | 7,200 円               | 24,000 円        |
| ○7割軽減(軽減後税額)               | 3,600 円  | 1,440 円       | 2,160 円               | 7,200 円         |
| ○5割軽減(軽減後税額)               | 6,000 円  | 2,400 円       | 3,600 円               | 12,000 円        |
| ○2割軽減(軽減後税額)               | 9,600 円  | 3,840 円       | 5,760 円               | 19,200 円        |
| ◆世帯平等割額<br>※特定世帯及び特定継続世帯以外 | 21,600 円 | 7,800 円       |                       | 29,400 円        |
| ○7割軽減(軽減後税額)               | 6,480 円  | 2,340 円       |                       | 8,820 円         |
| ○5割軽減(軽減後税額)               | 10,800 円 | 3,900 円       |                       | 14,700 円        |
| ○2割軽減(軽減後税額)               | 17,280 円 | 6,240 円       |                       | 23,520 円        |

## 議案第 3 3 号関係資料

### 道路維持管理用公用車（モーターグレーダー）の取得について

#### 1 事業の趣旨

モーターグレーダーは、除雪及び未舗装道路の不陸整正等に使用する車両ですが、既存の車両は昭和 5 7 年の導入から 4 0 年以上が経過し、不具合が多く発生していることから、より効率的で安全な作業が可能な新しい車両に更新するものです。

#### 2 基本仕様

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 車種    | モーターグレーダー（新車） |
| (2) ブレード幅 | 3. 0 m以上      |

#### 3 主要諸元

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 全 長（走行姿勢）     | 8, 0 0 0 mm以下                       |
| (2) 全 幅（車体本体）     | 2, 2 0 0 mm以下                       |
| (3) 全 高（黄色灯火上端まで） | 3, 7 0 0 mm以下                       |
| (4) 車両総質量         | 1 1, 0 0 0 k g 以上 1 3, 0 0 0 k g 以下 |
| (5) 乗車定員          | 1 人又は 2 人                           |
| (6) エンジン          | 定格出力 9 0. 0 k W以上（ディーゼル）            |
| (7) タイヤ           | 1 1 : 0 0 - 2 0 - 1 6 P R ノーマルタイヤ   |

#### 4 主な付属装置及び付属品

- |                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| (1) 前方作業灯                                | 4 灯以上 |
| (2) 後方作業灯                                | 1 灯以上 |
| (3) 前部霧灯又は前部作業灯                          | 2 灯   |
| (4) 黄色灯火（前・後：散光式または L E D 式）             | 一式    |
| (5) バックブザー（後方 1 m において、音圧 8 0 d B （A）以上） | 一式    |
| (6) 後退時障害物検知警報システム                       | 一式    |
| (7) 後方確認カメラ及びモニタ                         | 一式    |
| (8) タイヤチェーン K 型（亀甲型）                     | 6 本   |
| (9) スタッドレスタイヤ（ホイール付き）                    | 6 本   |

## 議案第 3 4 号関係資料

### 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

#### 1 変更の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）が令和 6 年 1 2 月 2 日に施行されることにより、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「広域連合規約」という。）中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を改めるものです。

なお、広域連合規約の変更に際しては、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、県内全市町の議会の議決を経て、県内全市町の協議によってこれを定め、県知事に許可申請を行います。

○地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第 2 9 1 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項又は前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 から 8 まで 【略】

（議会の議決を要する協議）

第 2 9 1 条の 1 1 第 2 8 4 条第 3 項、第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 2 9 1 条の 1 3 において準用する第 2 8 9 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

#### 2 施行期日

令和 6 年 1 2 月 2 日

## 同意第 5 号関係資料

### 御殿場市監査委員候補者経歴概要

氏 名 榊原 敏彦（さかきばら としひこ）

住 所 【略】

生年月日 【略】

学 歴 【略】

職 歴 【略】

公 職 歴 【略】

## 諮問第 1 号関係資料

### 人権擁護委員候補者経歴概要

氏 名 芹澤 恵子（せりざわ けいこ）

住 所 【略】

生年月日 【略】

学 歴 【略】

職 歴 【略】

公 職 歴 【略】